

## 差押通知がきたとき

Q

当社の従業員の給料に差押がありました。給料の4分の1を差押えるから支払わないようにという裁判所の書面です。どうしたらよいでしょうか。

A

1. 多分債権者はサラ金業者でしょうか。そうでなくても、あなたの会社（以下「丙社」といいます）の従業員（以下「乙」といいます）に対する債権者（以下「甲」といいます）が、裁判所に申し立てて、丙社が乙に支払う給与の4分の1に該当する金額を裁判所の命令によって差し押さえて、債権の回収に充てようということでもあります。この場合、法律用語では、甲を債権者、乙を債務者（貴社の従業員）、貴社（丙社）を第三債務者と表示します。

2. 差押には仮差押と差押（以下仮差押に対する意味で「本差押」といいます）とがあり、少しばかり扱いが違います（あとで述べます）。

3. 差押命令の主文はだいたい次のように書かれるのが一般です。本差押の場合、「1 債権者の申立により、上記請求債権の弁済に充てるため、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。2 債務者は、前項により差し押えられた債権について取立てその他の処分をしてはならない。3 第三債務者は、第1項により差し押えられた債権について債務者に対し弁済をしてはならない。」と書かれています。この別紙差押債権目録には、「金〇〇〇〇円。但し、債務者が第三債務者から支給される、(1) 給料（基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く）から給与所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1（但し、上記残額が月額金28万円を超えるときは、その残額から金21万円を控除した金額）。(1) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の4分の1（但し、上記残額が月額金28万円を超えるときは、その残額から金21万円を控除した金額）づつ頭書の金額（注—上記金〇〇〇〇円）に満つるまで。なお、(1)、

(2) により弁済しないうちに退職したときは、(3) 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1につき頭書金額に満つるまで。」と記載されるのが一般です。仮差押の場合、仮差押命令の主文は「債権者の債務者に対する前記債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙目録記載の債権は仮に差し押さえる。第三債務者は、債務者に対し、差押えにかかる債務の支払をしてはならない。債務者が前記の債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。」と記載され、仮差押債権目録の記載は本差押の場合と同じです。

4. 仮差押命令又は本差押命令には陳述書が同封されていますので、貴社は、この用紙に①（仮）差押えに係る債権の存否、②（仮）差押債権の種類及び額、③弁済の意思の有無、④弁済する範囲又は弁済しない理由、⑤（仮）差押債権について、（仮）差押債権者に優先する権利を有する者（例えば質権者）がある場合の優先債権者の住所・氏名、その権利の種類及び優先する範囲（金額）、⑥他の差押え・仮差押があればその内容を記入し、2週間以内に裁判所へ返送していただくことになります。

今回の貴社の場合、①は「ある」、②は「給料、月額金〇〇〇〇円（金額が毎月変動し確定できなければ、例えば平成5年7月分は金〇〇〇〇円と記載しておけば良いでしょう）、③は「ある」、④は「給料から法定の控除をした残額の4分の1」、⑤は通常記載する必要はなく、⑥は他に（仮）差押があればその内容を記入してください。

5. 本差押の場合は、従業員に差押命令が送達されてから1週間経過すると、差押えた債権者から貴社に対し、差押えた債権を支払うよう請求する権利があります。他に（仮）差押債権者がいる場合、法務局に該当金額（給料の4分の1）を供託してください。

6. 仮差押の場合は、とりあえず該当金額を従業員に支払わずに、貴社に留保してください。なお、法務局へ該当金額を供託する方法もあります。